

通所デイサービスセンターむつみ園 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人むつみ福祉会が実施する通所デイサービスセンターむつみ園（以下「事業所」という。）が行う通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態等と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って介護、支援計画を立て、その利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、適切な通所介護を提供し、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 当事業所では、介護保険法の基本理念に基づき、利用者の養護と福祉に万全を期するとともに、愛情と誠意を基調とした処遇に努める。
- 2 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 3 居宅介護支援センターその他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と緊密な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスを受けることができるよう努める。
 - 4 サービス提供者に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対してサービス提供方法等について、理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 通所デイサービスセンターむつみ園
- (2) 所在地 三重県松阪市嬉野須賀領町 475-1

(サービス提供時間帯及び利用定員)

第4条 当事業所のサービス提供時間帯及び利用者の定員は、次のとおりとする。

- (1) サービス提供時間帯 午前9時20分から午後4時30分まで
- (2) 利用定員 35名

(職員の状況)

第5条 当事業所の職員は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
- (2) 生活相談員 1名以上（兼務含む）
- (3) 看護職員 1名以上（兼務含む）
- (4) 介護職員 5名以上（兼務含む）
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（兼務含む）

(職員の職務内容)

第6条 前条の定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる職員の管理、指導を行う。
- (2) 生活相談員は、利用者の事業所サービス計画の原案を作成するものとする。
- (3) 看護職員は、管理者の命を受け、介護職員と連携を保ち、利用者の看護及び健康管理に従事する。
- (4) 介護職員は、看護職員の命を受け、利用者の日常生活の介護指導及び援助に従事するものとする。
- (5) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間は、むつみ福祉会むつみ園就業規則に準じて定める。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までの6日間とし、営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (2) 12月31日、1月1日から1月3日までの間は、休日とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- 松阪市（旧飯南郡は除く）
- 津市（旧美杉村、旧安芸郡は除く）

(指定通所介護事業所の内容及び形態)

第9条 当事業所では、原則として事業の実施地域内の65歳以上の高齢者で身体的に虚弱、障害、認知症のある要介護者の生活の自立や社会的孤独の解消、家庭の身体的・精神的な苦勞の軽減を目的に通所して、入浴・食事のほかに日常生活動作の機能的訓練等のサービスを利用者に提供するものとする。

(利用料その他の負担額)

第10条 当事業所では、法定代理受領サービスとして提供する通所デイサービスセンターにかかる利用料に自己負担として、その利用料の額の厚生労働大臣が定める基準によるものとして、その1割（一定以上の所得がある方には2割又は3割）を利用者から受領する。

2 当事業所は、法定代理受領サービスに該当しない通所デイサービスセンターにかかる利用負担額と、前項のサービスにかかる利用料負担額との間に、不合理な差額を生ぜしめない。

3 当事業所は、前2項のほか次に掲げる費用を受領する。

- (1) 食費 1回 750円
- (2) 教養娯楽費 1回 50円
- (3) オムツ代 実費

- (4) 利用者の希望により、身の回り品や教育娯楽として日常生活に必要なものを提供した費用 実費
 - (5) 通常の事業の実施地域以外の送迎は、行わないものとする。
- 4 当事業所は、通所デイサービスセンターの提供に当たっては、予め利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得る。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 サービス利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所内の火気の取扱いには十分注意し、喫煙は必ず指定場所で行うこと。
- (2) 利用者相互間の融和・協調に努めること。
- (3) 給付・貸与物品は大切に利用・保管し、許可なく処分しないこと。
- (4) 一身上に関する事並びにサービスを利用する上での相談・意見は、職員に申し出る事。
- (5) 利用者は、事業所の環境衛生の保持のため、常に整理・整頓・清潔に協力すること。
- (6) 利用者は、サービス利用中に、次のいずれかに該当する行為をしてはならない。
 - 一 酒気帯びでサービスを利用すること。
 - 二 サービス中に飲酒すること前項に違反した利用者に対しては、当該サービスの利用を停止または制限することがあります。

(職務の服務規律)

第 12 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
- (3) 相互に協力しあい、能率の向上に努力するよう心がけること。

(職員の質の確保)

第 13 条 事業所の職員は、資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

- 2 事業所は、職員の資質の向上の為に全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 3 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(職員の健康管理)

第 14 条 職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 15 条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のための次の措置を講じる。

- 一 感染症の発生及びまん延防止対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二 感染症の発生及びまん延防止のための指針と事業継続のための計画を整備する。
- 三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
- 四 職員に対し、感染症発生及びまん延防止のための研修及び事業継続訓練を行う。

(緊急時等における対応方法)

第 16 条 利用者等の病状の急変等の辞退に適切に対応できるよう隣接の医院との協力体制を確立するほか、非常時における救護については、地元自治会長、民生委員に連絡し、地域住民に協力を要請するとともに、町役場、消防署等の協力体制をとるものとする。

(非常災害対策)

第 17 条 事業所の非常災害に備え、自動火災報知器、消火器、非常電源設備を設置する。

- 2 事業所は、非常災害に備えて、少なくとも 6 ヶ月に 1 回は地元消防署の協力を得て、避難、救出その他必要な訓練を実施する。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加得られるように連携を図ります。
- 4 事業所は、事業継続のための次の措置を講じる。
 - 一 事業継続計画を策定し必要な措置を講じる。
 - 二 事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 三 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(苦情の処理)

第 18 条 当事業所は、提供した通所デイサービスセンターに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置その他の措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 19 条 当事業所は、利用者に対する通所デイサービスセンターの提供により事故が発生した場合には、すみやかに市町村、利用者の家族、当該利用者の居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 当事業所は、利用者に対する通所デイサービスセンターの提供により賠償すべき事故が

発生した場合には、その損害をすみやかに賠償しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(身体拘束)

第21条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとする。

(掲示)

第22条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示、若しくは、閲覧可能な形で据え置くこととする。

2 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項をインターネット上で情報を閲覧が完結できるようウェブサイトに掲載・公表する。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 前各条項に定めるほか、次の事項に留意して適確な運営を図るものとする。

- (1) 利用者の苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずる。
- (2) 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的活動との連携、協力を行うなど地域との交流に努める。
- (3) 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩してはならない。
- (4) 当事業所の事業の会計とその他の事業の会計を区分するほか職員、事業所及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備する。

(委 任)

第 24 条 この規程に定める事項のほか本事業の運営に関する重要事項については別に定める。

附 則

- この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 15 年 2 月 16 日から施行する。
- この規定は、平成 15 年 10 月 3 日から施行する。
- この規程は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 16 年 2 月 11 日から施行する。
- この規程は、平成 16 年 10 月 18 日から施行する。
- この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 19 年 9 月 16 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 5 月 16 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 9 月 16 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 21 日から施行する。
- この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 01 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 01 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 02 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 02 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 03 年 3 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 03 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 03 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 03 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 04 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 05 年 2 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 06 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 07 年 5 月 15 日から施行する。